

令和6年度から令和8年度の

介護保険料が改正されます

介護保険料の改正について

介護保険料は3年ごとに見直しが行われており、今回の見直しで国の方針により保険料段階が9段階から13段階に変更されています。

改正について

- ① 保険料額月額5,600円の据置
- ② 低所得者層の保険料額の軽減
- ③ 高所得者層の保険料額の増加
(10～13段階が追加されています。)

○保険料段階表

段階	対 象 者	保険料	前年比
1	世帯全員が 町民税非課税	・ 老齢福祉年金または生活保護を受けている人 ・ 前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下	19,160円 △1,000円
2		・ 前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超え、120万円以下	32,600円 △1,000円
3		・ 前年の本人合計所得+課税年金収入が120万円を超える	46,040円 △1,000円
4	世帯の誰かが 町民税課税	・ 本人が非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	60,480円 -
5		・ 本人が非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超える人	67,200円 -
6	本人が 町民税課税	・ 前年の本人所得が120万円未満の人	80,640円 -
7		・ 前年の本人所得が120万円以上210万円未満の人	87,360円 -
8		・ 前年の本人所得が210万円以上320万円未満の人	100,800円 -
9		・ 前年の本人所得が320万円以上420万円未満の人	114,240円 -
10		・ 前年の本人所得が420万円以上520万円未満の人	127,680円 13,440円
11		・ 前年の本人所得が520万円以上620万円未満の人	141,120円 26,880円
12		・ 前年の本人所得が620万円以上720万円未満の人	154,560円 40,320円
13	・ 前年の本人所得が720万円以上の人	161,280円 47,040円	

※色がついている部分が改正箇所になります。

※10段階以降は9段階の金額と比較しています。